

鳥取臨心士会 201301 号
平成 25 年 10 月 14 日

一般社団法人日本臨床心理士会
会長 村瀬 嘉代子 先生
副会長・資格法制化 PT 代表
野島 一彦 先生

鳥取県臨床心理士会
会長 落合 潮
代議員 灘本 百美
事務局長・資格法制化担当者 菊池 義人

心理師（仮称）国家資格案の推進と一般社団法人心理研修センターの要望書について（照会）

日頃から、一般社団法人日本臨床心理士会の会務にご尽力くださり、感謝申し上げます。

さて、臨床心理士にとって、国家資格化は一つの悲願ではありますが、このところ議連の代表議員の先生が、国家資格創設に際しては先進国の制度を参考にした高い資質の担保をめざすことや、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会との話し合いを重視することなどを強調されており、臨床心理士にとって誠に心強いご発言をいただいております。しかし、臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合のいわゆる 3 団体要望の「心理師（仮称）」案については、その要望が記された「心理職者に国家資格を」というパンフレットでも 100%臨床心理士の実績がデータとして用いられているのにもかかわらず、そこから出てくる資格案の具体的な情報を見ると、日本心理学諸学会連合のカリキュラム案と一般社団法人日本心理臨床学会のカリキュラム案が対立していることや、新たに「7 者懇見解」が出て、資格案としての整合性が取れなくなっていること等から、臨床心理士の資格・資格制度からはますます遠ざかってしまったようです。

特に、この度、平成 25 年 9 月吉日付をもって、一般社団法人日本心理研修センター（以下、「心理研修センター」と略記）理事長名による「心理職の国家資格化に係る『試験・登録機関』に指定されることを要望します」という要望書が突然関係団体に配布されました。この要望書を見ると、臨床心理士資格やその認定と養成の実績の記載もなくなり、明らかに臨床心理士資格を外した形で 3 団体要望の心理職の国家資格の推進が進んでいることがわかります。

実際に、上記要望書に賛同することを求める文書（「試験登録機関指定への賛同と協力依頼」）が、平成 25 年 9 月 30 日を期限として資格関係諸団体に配布されましたが、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、「認定協会」）、日本臨床心理士養成大学院協議会（以下、「臨大協」）だけでなく、一般社団法人日本心理臨床学会（以下、「心理臨床学会」）及び一般社団法人日本臨床心理士会（以下、臨床心理士会）の理事・代議員への事前の意見具申もなく、臨床心理士会に至っては、9 月 30 日を過ぎても理事・代議員に、何の情報提供さえもなかったと言われております。つまり、臨床心理士関連の 4 団体が完全に外された形になっていることがはっきりしました。

このように、3 団体要望の心理師（仮称）案の推進は、臨床心理士の実績だけを 100%利用しておきながら、実際には臨床心理士の認定・養成制度を除外し、おまけに臨床心理士会の会長でもある人物が、他の認定資格の資格認定の実績をことさら誇示・強調するなど、明らかに臨床心理士にとって不利益になるようなことが行われていることがはっきりしてまいりました。

そこで、当会といたしましては、まずは会員に正確な情報を提供するという観点から、貴会に対して謹んで以下の点を御質問（照会）いたします。どうか迅速に、文書にて御回答いただきますようお願いいたします。また、同様の観点から、以下の御質問につきまして公開の形で御質問し、多くの臨床心理士の方からの情報・御意見などもいただこうと思っております。貴会からの御回答についても公開させていただきますことを予めご了承くださいませようお願いいたします。

質問内容

- 1 一般社団法人日本臨床心理士会（以下、「臨床心理士会」）は、一般社団法人日本心理研修センター（以下、「心理研修センター」）が「心理職に係る試験及び登録等に関する事業」を行うことについて、いつどのように認めたのでしょうか？

心理研修センターの設立趣意書には、基本事業の7として、「資格試験制度についての検討を行う—国家資格、国家資格試験制度、および国家資格と諸資格の関係性・整合性の検討を行う」となっていますが、設立時の定款第4条の（2）では、「心理職に係る試験及び登録等に関する事業」という事項が入るようになりました。臨床心理士に関連する機関であれば、当然、臨床心理士資格との「関係性・整合性の検討」が行われた上で、「試験及び登録等に関する事業」を行う機関として認めているはずですが、この検討がどのように行われたのでしょうか？臨床心理士会は心理研修センターの設立趣意書から定款へのこのような内容の変更をどのように認めたのでしょうか？

- 2 臨床心理士会は、心理研修センターについて、心理臨床関連4団体の中ではどのように話し合ってきたのでしょうか？

上記の設立趣意書にある「国家資格と諸資格の関係性・整合性の検討」ということから、また臨床心理士会の代議員決議「国家資格に対する日本臨床心理士会の考え方」からしても、臨床心理士会が心理研修センターを国家資格の試験機関として要望する団体として認めるとすれば、心理臨床関連4団体（認定協会、一般社団法人日本心理臨床学会、臨床心理士会、臨床大協）の間で十分な協議が行われた上でははずですが、4団体協議では心理研修センターについてはどのようなことが話し合われたのでしょうか？

- 3 臨床心理士会の会長がその肩書のまま心理研修センターの理事長に就任していますが、臨床心理士会としてはこのことを、いつどのように承認・決議したのでしょうか？

心理研修センターの設立趣意書によれば、臨床心理士会会長が同会長の資格で設立準備委員会に加わり、かつその代表となっています。そして、設立後の定款に基づく人事では、同会長が同じ肩書で心理研修センターの理事長に就任しています。ということは、心理研修センター理事長に臨床心理士会の会長が就任したのは、臨床心理士会の会長の資格においてということになります。当然これは臨床心理士会で承認・決議されていたことにはなりますが、いつどこで決議されたのでしょうか？それとも臨床心理士会会長は個人の資格（意思）によって心理研修センターの理事長に就任したということでしょうか？

- 4 日本臨床心理士会は、心理研修センターへの多額の寄付を、いつどのように決めたのでしょうか？

心理研修センターに臨床心理士会から多額の寄付が行われていると聞きますが、いつどのような決定によって、どのくらいの寄付がおこなわれたのでしょうか？心理研修センターが「心理職に係る試験及び登録等に関する事業」を行うことを前提にした寄付でしょうか？日本心理研修センターに対して、他の団体はどのくらいの寄付をしているのでしょうか？

5 心理研修センターの試験機関に関する要望書の中で、臨床心理士会の会長が臨床心理士以外の資格の認定制度と機関をことさら誇示・強調しているのはどうしてなのでしょう？

今回の要望書で、臨床心理士会の会長でもある心理研修センター理事長が、「民間資格ではありませんが、当センターを支える一般社団法人学校心理士認定運営機構、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構、一般財団法人特別支援教育士資格認定協会は、長年の試験・登録機関の実績があります。またこれらの機関はいずれも今回の国家資格化にかかわり、三団体要望書作成の段階から協議してきたので、目的や理念をよく理解し、実務実施を行えます。このような豊富な実績を有する関係支持団体のノウハウを生かして、円滑な運営をすることができます。」と、ことさら他機関を誇示・強調しています。これはいったいどういうことでしょうか？

臨床心理士の資格認定機関を完全に除外した上で、「学校心理士」「臨床発達心理士」「特別支援教育士」という3つの資格認定機関に特定して、その実績を誇示・強調し、国家資格の「実務実施」を行うのにふさわしいと臨床心理士会の会長が主張しているわけです。国家資格の実務実施ということであれば、臨床心理士とその認定・養成制度が汎用性のある心理的な対人援助職として最も実績があると考えられますので、臨床心理士会の会長の認識は明らかに誤っており、その上、臨床心理士の利益を大いに損なう行為ということにもなってしまいます。どうしてそのような行為に及んだのでしょうか？

6 いわゆる精神科医療団体の「7者懇見解」について、臨床心理士会は受け入れているのでしょうか？

精神科医療団体のいわゆる「7者懇見解」について、臨床心理士会は3団体要望と矛盾しないと言っているようですが、「心理相談の多くが医行為」と主張し、学部での医療科目の履修を主張する7者懇見解をそのまま受け入れるとすれば、医療外での心理相談が大きく制限されるなど、現在の臨床心理士の活動にも大きく影響してきます。また、業務の一部でも「医行為」とされると、試験科目やカリキュラムに大幅に医療科目を配置する必要（おそらく50%以上）が出てきて、大学の文学部や教育学部、あるいは人間科学部というような名称の学部では養成が困難になるおそれがあります。臨床心理士資格はもとより、現在の心理師（仮称）案とも大きくかけ離れてきます。それでも、臨床心理士会は3団体要望と「7者懇見解」が矛盾しないというのでしょうか？